# 入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月7日 入善町農業委員会

#### 第1 基本的な考え方

入善町は、黒部川が形成した広大で肥沃な扇状地の中央部分を占めており、農地の99%が水田であり、圃場整備もほぼ全域で完了しているため、土地利用型農業を中心に、特色ある特産物の栽培や二毛作など、農地の持つ機能を最大限に発揮させ、収益性の高い農業振興を推進している。

課題として、農業者の高齢化、後継者不足及び米価の低迷等により、離農が進んでおり、担い手への農地利用の集積が進む一方、大型機械の入らない不整形農地や極小農地、また有害鳥獣被害の多い山間の農地は耕作が難しくなり、遊休農地の増加が懸念される。その発生防止・解消に取り組むため、各関係機関との更なる連携が必要である。

このことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第7条第1項に基づき、農業委員の活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、入善町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを 行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

### 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

- 1. 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現    状			
(令和5年3月)	3,820 ha	0.1 ha	0.003 %
3年後の目標			
(令和8年3月)	3.820 ha	0 ha	0 %

# (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

# ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況 調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査 (以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。 それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21 経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき 実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等 、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわ らず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に 反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

# ② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③ 非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて 速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

# (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の とおりとする。

### 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

# (1)担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現    状			
(令和5年3月)	3,820 ha	3,323 ha	87.0 %
3年後の目標			
(令和8年3月)	3.820 ha	3,446 ha	90.2 %

# (2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

# ③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない 地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織 化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

## (3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
	(新規参入者取得面積)	(新規参入者取得面積)
現状	0 人	0 法人
(令和5年3月)	( ha)	( ha)
3年後の目標	1 人	1 法人
(令和8年3月)	( 28.5 ha)	( 28.5 ha)

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

○ 富山県、一般社団法人富山県農業会議、農地中間管理機構等、入善町、みな穂農業協同組合、公益財団法人入善町農業公社等と連携し、新規参入者相談及び農地のあっせん等を実施する。

### ② 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づ く「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとお りとする。

# 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

入善町において令和7年3月末までに作成する(作成された)「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、入善町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力